

令和5年度香川県農薬管理指導者養成研修等開催要領

1 目的

農薬の安全使用及び適正な保管管理の推進の中核となる香川県農薬管理指導者を認定するため、認定を希望する農薬取扱者等に対して養成研修・認定試験及び更新研修を実施する。

2 研修計画

研修区分	養成研修	更新研修
日時	(1日目)令和6年2月8日(木) 10:00～16:40 (受付9:30～10:00) (2日目)令和6年2月9日(金) 9:30～15:30 (受付9:00～9:30)	資料配布による自主研修
場所	丸亀市岡田コミュニティセンター 研修室 香川県丸亀市綾歌町岡田下516-1	-
研修内容	別紙養成研修日程表のとおり	別添更新研修内容のとおり
対象者	<p>農薬管理指導者の認定を申請する者で、令和6年3月31日時点で、次のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 満20歳以上の農薬販売者又はその従業員で現に農薬の販売業務又は防除指導業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者。 満20歳以上の防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者。 満20歳以上のゴルフ場関係者等の農薬取扱者で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者。 満20歳以上の現に農薬の取扱い又は防除指導業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者で、知事が特に必要と認めた者。 <p>以上の要件の他、毒物・劇物取扱者にあつては、毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であることが望ましい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 現在、農薬管理指導者の認定を受けている者で、認定期間の満了に伴い認定を更新しようとする者（令和2年度認定者（認定期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）。 過去に、農薬管理指導者の認定期間満了に伴う認定更新を行わず、今回再認定を受けようとする者で認定後6年以内の者（平成29～令和元年度認定者で未更新の者）。 他の都道府県において同種の認定を受けている者で、今回本県において再認定を受けようとする者で認定後6年以内の者。 全国農業協同組合が認定した農協防除指導員又は全国農薬協同組合が認定した農薬安全コンサルタントの有資格者で、今回本県において再認定を受けようとする者。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 受講中は携帯電話の使用を禁止します。 受講中に私語をするなど、他の受講者の迷惑となる場合は、退席をお願いすることがあります。 	

3 研修受講申込み

養成研修を受講しようとする者又は更新・再認定申請しようとする者は、所定の農薬管理指導者認定申請書、受講申込書、研修報告書（更新・再認定申請者）を、締切日までに香川県農業経営課へ提出すること。提出方法は、別紙「申請手続きの流れ」を確認のうえ、インターネットによる電子申請（「香川県電子申請・届出メニュー」）又は郵送により提出すること。

区分	受講対象者	受講研修	申請書様式	申込み締切日
新規	新規に認定を希望する者	養成研修	様式1号、 様式5号	令和6年 1月19日（金）
	新規に認定を希望する者のうち農協防除指導員または農薬安全コンサルタントの有資格者		様式4号、 様式5号、 認定証の写し	
更新	令和2年度認定者（認定期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）	更新研修	様式2号	令和6年 1月26日（金） （研修報告書とともに提出）
	上記のうち、他の都道府県における認定者		様式4号、 様式5号、 認定証の写し	
再認定	平成29年～令和元年度認定者で未更新者 （例）平成29年度認定者の認定期間 平成30年4月1日～ 令和3年3月31日		様式3号	

4 その他

(1) 研修テキストについて（更新研修受講者は不要）

- ① 養成研修のテキストについては、「農薬概説 2023」を使用する。（更新研修受講者は不用）
- ② テキストを持っていない受講者は、受講申込書の所定欄に記入し、申請書と同時に香川県農業経営課に申し込むこと。
- ② テキストの代金は研修当日に配布する振り込み用紙にて支払う。
研修テキスト代金（農薬概説 2023） 2,750 円（税込）
- ③ 研修テキストを申し込んだ方は、研修を欠席する場合でも、テキストの買い取りをお願いします。

(2) 認定試験の得点については、合格発表の日から 1 カ月間、電話等口頭により提供の請求を行うことができる。

(3) 研修内容等についての問い合わせ先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県農政水産部農業経営課環境・植物防疫グループ

TEL 087-832-3411（直通）

令和5年度香川県農薬管理指導者養成研修日程表

研修会場：丸亀市岡田コミュニティセンター研修室

開催月日：令和6年2月8日（木）、9日（金）

2月8日（木）

9:30～10:00 受付

10:00 開会

【研修】

10:05～11:05 「植物防疫行政と農薬適正使用について」 県農業経営課

11:10～12:00 「農薬の一般知識と施用技術」 県病虫害防除所

昼食・休憩

13:00～13:50 「病害と防除」 県農業試験場

14:00～14:50 「害虫と防除」 県農業試験場

15:00～15:50 「雑草と防除」 県農業試験場

16:00～16:40 「農薬のリスクと安全性評価」 県農業試験場

16:40 1日目終了

2月9日（金）

9:00～9:30 受付

【研修】

9:30～10:10 「環境基本法及び水質汚濁防止法」 県環境管理課

10:20～11:00 「食品衛生法と食品安全基本法」 県生活衛生課

11:10～12:00 「毒物及び劇物取締法」 県薬務課

昼食・休憩

13:00～14:00 「農薬安全適正使用と農薬使用者の責務」 県病虫害防除所

14:00 閉会

【認定試験】

14:30～15:30 認定試験

15:30 終了

※研修する講義は順番が入れ替わる場合があります。

令和5年度香川県農薬管理指導者更新研修内容

本年度の更新研修については、配布する資料による自主研修とします。

更新・再認定を申請される方は、「香川県電子申請・届出メニュー」に掲載の配信資料により自主研修していただき、「香川県電子申請・届出メニュー」に掲載の研修報告書を更新・再認定申請書とともに令和6年1月26日(金)までに、「香川県電子申請・届出メニュー」または郵送にて提出してください（提出方法は別紙参照）。

1 配布資料

- | | | |
|-----|-------------------------|--------|
| 資料1 | 「毒物及び劇物の安全な取り扱いについて」 | 県薬務課 |
| 資料2 | 「環境基本法・水質汚濁防止法」 | 県環境管理課 |
| 資料3 | 「病虫害の防除と農薬の基礎」 | 県農業経営課 |
| 資料4 | 「農薬取締法及び植物防疫法の一部改正について」 | 県農業経営課 |

研修報告書

2 お問い合わせ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県農政水産部農業経営課環境・植物防疫グループ
TEL 087-832-3411(直通) FAX 087-806-0203

令和5年度香川県農薬管理指導者【養成研修】 申込み手続きの流れ

香川県では、利便性の向上、業務の簡素化・効率化を図るため、インターネットによる電子申請の導入を進めています。

令和5年度香川県農薬管理指導者養成研修の申込みは、インターネットによる電子申請（「香川県電子申請・届出メニュー」）から行えます。養成研修の受講を希望される方は、次の申請手続きの流れをご確認のうえ、申請手続きを行ってください。

なお、申込書類の郵送を希望される方は、下記連絡先へお問い合わせください。

○申込み手続きの流れ

（1）12月中に香川県ホームページ上に、農薬管理指導者（養成）研修の開催案内を掲載します。

・香川県ホームページ：

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/noukei16300/boeki-noyaku/news/index.html>

（2）養成研修の受講を希望される方は、「香川県電子申請・届出メニュー」から、「香川県農薬管理指導者養成研修申請」に入り、必要事項を入力して申請してください。申請の際、履歴書（別記様式5号・様式は電子申請ページに掲載）を電子ファイルで添付するか郵送が必要です。

・香川県電子申請・届出メニュー：

https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay.action

※申込書類の郵送を希望される方は、下記連絡先へお問い合わせください。

（3）申請者には、受理確認メールを自動で返信しますので、確認してください。

【問い合わせ先】

〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部農業経営課

環境・植物防疫グループ 香川

TEL (087) 832-3411

FAX (087) 806-0203

Mail:noukei16300@pref.kagawa.lg.jp

令和5年度香川県農薬管理指導者【更新・再認定研修】 申請手続きの流れ

令和5年度香川県農薬管理指導者更新・認定試験について、集合研修ではなく、配信資料による自主研修とします。また、香川県では、利便性の向上、業務の簡素化・効率化を図るため、インターネットによる電子申請の導入を進めています。

更新・再認定を希望される方は、次の申請手続きの流れをご確認のうえ、申請手続きを行ってください。

○申請手続きの流れ

(1) 自主研修の実施

①12月中に農薬管理指導者更新・再認定対象者に、県から案内状を郵送します。

②更新・再認定対象者は、「香川県電子申請・届出メニュー」

(https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay.action)に入り、「香川県農薬管理指導者更新認定申請」に掲載している配信資料により自主研修を行ってください。

③自主研修後、研修報告書を作成してください。

※「香川県電子申請・届出メニュー」に掲載の資料を閲覧できない方・自主研修用の資料の郵送を希望される方は、下記連絡先へお問い合わせください。

(2) 申請書の提出

更新申請書（更新研修者：様式第2号、再認定研修者：様式3号）と研修報告書を、県に送付して申請してください。送付方法は、「香川県電子申請・届出メニュー」に電子ファイルで添付するか、下記お問い合わせ先へ郵送でお願いします。

(3) 申請内容と研修報告書を確認し、農薬管理指導者認定証を郵送で交付します。

【問い合わせ先】

〒760-8570

高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部農業経営課

環境・植物防疫グループ 香川

TEL (087) 832-3411

FAX (087) 806-0203

Mail:noukei16300@pref.kagawa.lg.jp